

「安全衛生推進者養成講習」開催のご案内

主催：(公社)千葉県労働基準協会連合会
共催：(一社)成田労働基準協会
千葉労働局長登録 千登録第1号
登録満了日 2024年3月30日

労働安全衛生法では、安全・衛生管理者の選任が義務付けられていない下記業種の中小規模事業場の安全衛生水準の向上を図るために、「安全衛生推進者」の選任が義務付けられています。〔労働安全衛生法12条の2 労働安全衛生規則12条の2,3〕

また、常時10人以上の労働者を使用する事業場で、安全管理者や安全衛生推進者の選任義務のない一定の業種の事業場については、通達により、「安全推進者」の配置が求められています。(平成26.3.28基発0328第6号)なお、50人を超える事業場等では、「安全衛生推進者の資格を有する者」の配置が望ましいとされています。

その他、初任の衛生管理者や衛生管理者を補佐する立場の方への教育として唯一ベストの講習ですので、受講をお勧めします。

1. 安全衛生推進者の選任が義務づけられている常時10人以上50人未満の労働者を使用する業種の事業場

- (1) 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業。 (2) 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業。
- (3) 各種商品卸売業・小売業、家具・建具・什器等卸売業・小売業、燃料小売業。 (4) 旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業。

[注]上記以外の非工業的業種の事業場にあつては、衛生推進者の選任が必要ですが、現在成田労働基準協会では、衛生推進者養成講習会は実施しておりませんので本講習をご受講ください。

2. 教習日程・会場：令和元年9月11日(水) 10:00~16:10 成田国際文化会館 第3・4会議室(TEL 0476-23-1331) 令和元年9月12日(木) 10:00~16:10 成田国際文化会館 第3・4会議室

3. 講習内容について

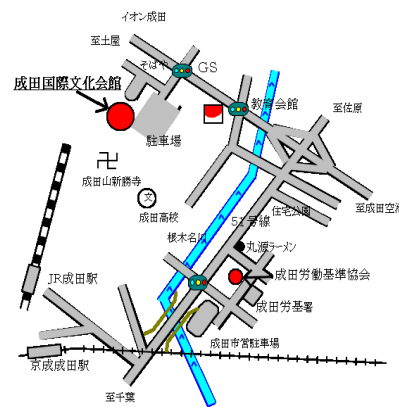
1日目		
科目	範囲	時間
安全管理	・安全衛生推進者の役割と職務 ・安全衛生活動 ・労働災害の原因調査と再発防止対策	2
安全衛生教育	・安全衛生教育の方法 ・作業標準の作成と周知	1
危険性・有害性等の調査 その結果に基づき講ずる処置等	・リスクアセスメントとリスク低減措置・作業の安全化・機械設備・職場環境の安全化 ・安全衛生マネジメントシステム	2

2日目		
科目	範囲	時間
関係法令	・労働安全衛生法の概要 ・労働者派遣法の概要・個別事項	2
作業環境管理及び作業管理	・衛生点検の実施・作業環境測定 ・作業環境改善・作業方法の改善と労働衛生保護具	2
健康の保持増進	・健康診断・健康の保持増進 ・快適職場づくり・労働生理 ・労働衛生統計・救急措置	1

4. 講習料： 13,932円(受講料:消費税含=12,528円 / テキスト代:消費税含=1,404円)

5. 申込方法:

- 受講申込書に所定事項を記入のうえ **本人確認書類(運転免許証のコピー、健康保険証の場合は住所記載面もコピー)**を添えてお申込み下さい。(受講申込はFAXでも受付可です。FAXでお申込の場合は、「本人確認書類」は、必ず講習日に**受付**へ提出してください。)
<注意事項>住民票は個人番号の記載がないもの。個人番号カードは本講習の身分証明書としてお取り扱いできません。
- 受講料の支払いは、9月4日(水)締切までに、現金・銀行振込のいずれかにて払込み下さい。**定員39名**に達しましたら締切らせていただきます。
- 指定講習日に受講できなくなった場合、次のとおり取り扱います。
 - ・ 事前に受講者変更の連絡があれば(無料で)できます。
 - ・ 講習開始日の14日前までに欠席の連絡があれば、返金します。
 - ・ 講習開始日前営業日17:00までに欠席の事前連絡があれば、無料で受講日変更できます(1回限り)。
 なお、前記の連絡がない場合でも受講日変更はできますが変更料(3,240円)がかかります(1回限り)。



<金融機関振込先>

千葉銀行 成田支店 (普) 4016605 一般社団法人成田労働基準協会

申込み照会先

一般社団法人成田労働基準協会
FAX. 0476-23-3594 TEL. 0476-24-3743

FAX → 0476-23-3594

※欄は記入しないで下さい

『安全衛生推進者養成講習』受講申込書

ふりがな		勤務先 事業場名		受講番号	※
受講者氏名		事業場 住所	〒		
生年月日	H. 年 月 日 (西暦)	連絡 担当者	氏名		
現住所	〒		TEL		

受講料支払方法を○で囲んでください。(月 日まで、1.協会へ現金支払 2.千葉銀行振込)